

20210628保局第1号
環政評発第2106301号
令和3年6月30日

都道府県・環境影響評価法政令市
環境影響評価担当部（局）長 殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課長
環境省大臣官房環境影響評価課長
（公 印 省 略）

地熱発電所の環境影響評価手続における事前調査等の扱いについて

環境影響評価制度の推進については、日頃から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、地熱発電所の環境影響評価手続における事前調査等の扱いについて「地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方自治体や関係団体等に周知して理解の促進を図る」とされました。

これを受け、今般、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第27条の規定による評価書の公告（以下「評価書の公告」という。）を行う前に、事業者が対象事業を実施することを禁止している法第31条第1項の規定について、下記のとおり考え方を整理したので、法の適正な運用に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、地熱発電所に係る環境影響評価手続については、「環境アセスメント迅速化手法のガイドー前倒環境調査の方法論を中心にー（平成30年3月、NEDO）」を参考とした前倒し環境調査手法の適用等により環境影響評価の手続期間の短縮が図られてきたところです（別添参照）。貴職におかれましては、引き続き、環境影響評価手続の円滑化、迅速化に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 法第31条第1項は、法第27条の規定による評価書の公告を行う前に、事業者が対象事業を実施することを禁止している。これは、環境影響評価の対象と

なる環境を改変するような行為をしてはならないとの趣旨である。他方で、環境影響評価の適切な実施のために必要となる行為については、評価書の公告前にその実施をしなければ適切な環境影響評価が実施できないこととなるため、法第31条第1項に規定する実施の禁止の対象とならない。

例えば、環境影響評価の対象となる事業計画を検討するための事前調査については、環境影響評価の適切な実施のために必要となる行為であることから、当該事前調査の一環として必要な範囲で行われる試掘調査や試験盛土等については、環境影響評価の適切な実施のために必要となる行為であり、評価書の公告の前に実施して差し支えない。

2. 地熱発電の事業化に当たっては、一般的に、環境影響評価手続に先行して地熱資源を調査する施設（試験井、調査井等）及びその敷地が整備される。また、これらの施設を利用した噴気試験や追加的な試験井の掘削、土質調査のためのボーリング等の調査が実施される。

これらの施設の整備又は施設を利用した調査であって、環境影響評価の対象となる事業計画を検討するために必要な事前調査として行われる場合は、環境影響評価の適切な実施のために必要となる行為であり、評価書の公告前に実施して差し支えない。

3. また、地熱発電所は、そのほとんどが山間地に立地が計画されていることから、上記2により評価書の公告前にその整備を実施することが可能である地熱資源を調査する施設やそのアクセス道路について、状況に応じて追加的な安全の確保のための対策（雪崩対策等）が必要となる場合がある。

このような対策を講じるための工事についても、環境影響評価の対象となる事業計画を検討するために必要な事前調査を行うための施設の管理に必要なものとして行われる場合は、環境影響評価の適切な実施のために必要となる行為であり、評価書の公告前に実施して差し支えない。

4. ただし、上記の2. 3. に掲げる行為を実施する場合において、予め既存の資料や現地調査等により環境の保全への適正な配慮が求められる対象が明らかとなっているときは、そのような対象への影響の回避又は低減が図られるように必要な措置を講じることが前提となることに留意されたい。

以上

(別添)

地熱発電所に係る環境影響評価の手續期間の短縮の実績

- 再生可能エネルギーの導入促進に向けて、2013年「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」に「**環境アセスメントの迅速化**」が位置づけられ、「**国による審査期間の短縮**」及び「**事業者による調査期間の短縮**」のための施策、取組を推進してきたところ。

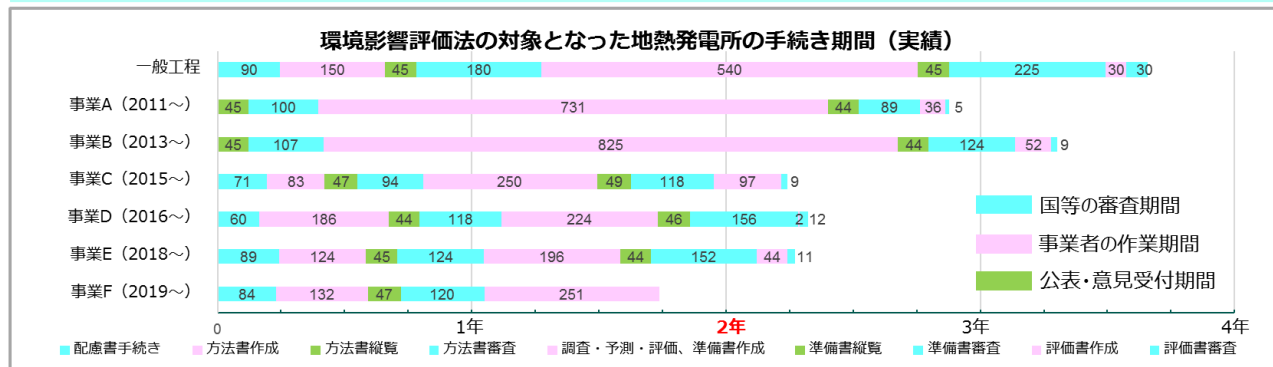
<国による審査期間の短縮>

- 国の審査を、自治体の審査と並行して実施。自治体審査との効率的な連携や迅速化への協力について国から自治体に要請。(2013年、環境省・経産省)
- 環境審査顧問会で一般的によくなされる質問・指摘等が確認できる**チェックリストを整備**。円滑な審査に向けた**事例集を公表**(2017年、経産省)

<事業者による調査期間の短縮>

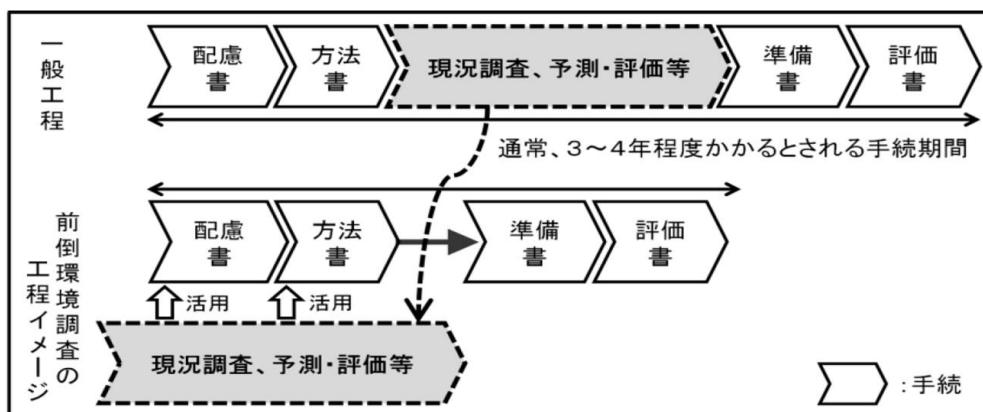
- 地域の自然的・社会的状況等の情報を収録した**環境アセスメントデータベース“EADAS”を整備**。(2013年、環境省)
- 環境調査を前倒して、他のアセスメント手続と並行して進める**前倒環境調査の手法**について、実証事業を通じて検討を実施。(2014～2017、経産省)
- 迅速化手法のガイド**としてとりまとめ、事業者による期間短縮の方法論を具体化。**発電所アセスの手引に収録し、迅速化手法を一般化**。(2019、環境省・経産省)

- 環境影響評価法の対象となった地熱発電所(6事業)のうち、環境アセスメントの迅速化の施策、取組以降に全ての手続を実施した4事業(事業C～F)については、**環境アセスメント期間がおおむね2年に短縮**。



環境影響評価の期間短縮の取組(前倒し環境調査手法の一般化)

- 通常、方法書手続を経て調査の対象や方法が確定した後に実施される環境調査を、配慮書手続や方法書手続に先行または同時並行で進める「**前倒し環境調査**」の手法をとりまとめ、「**環境アセスメント迅速化手法のガイド**」として公表。
- 手続全体に要する時間を短縮する方法として、発電所アセスの手引に収録し**一般化**。



- 平成26年度～平成29年度に、「環境アセスメント調査早期実施実証事業」で21の事業で前倒し環境調査を実施し、課題等を検証。
- 「環境アセスメント迅速化手法のガイド - 前倒し環境調査の方法論を中心に-」を平成30年3月に公表。
- 「発電所に係る環境影響評価の手引」において、環境影響評価の現況踏査の前倒し実施について位置づけ、平成31年3月に公表。